○内閣府厚生労働省令第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和七年政令第八十三号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令等の一部を改正する命令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中介護給付費等の請求に関する命令様式第二の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中介護給付費等の請求に関する命令様式第二の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、令和七年十月一日から施行する。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年十月一日から施行する。	**附　則** この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。